

スーパーサイエンスハイスクール実施要項

平成 14 年 4 月 10 日
文部科学大臣決定
平成 15 年 4 月 1 日改定
平成 16 年 4 月 1 日改定
平成 17 年 4 月 1 日改定
平成 23 年 12 月 14 日改定
平成 24 年 9 月 20 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定

1 趣旨

高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校，併設型及び連携型中学校・高等学校）（以下「高等学校等」という。）における先進的な科学技術、理科・数学教育（以下「理数系教育」という。）を通して，生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力，判断力及び表現力を培い，もって，将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図ることとする。

2 事業目的

文部科学省は，上記趣旨の達成に必要な高等学校等の理数系教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため，理数系教育に関する教育課程等に関する研究開発（実践的な研究を含む。以下同じ。）を行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールに指定する。併せて，理数系教育に係る高大接続の在り方についても研究開発を行う。

3 管理機関

- (1) 管理機関（国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人，公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会，私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は，スーパーサイエンスハイスクールに指定された学校（以下「指定校」という。）における本事業の進捗を管理し，当該学校に対し必要な支援を行うものとする。
- (2) 管理機関は，その所管する学校における理数系教育の推進方策等を定めるとともに，その中に本事業に係る取組を適切に位置付けるものとする。
- (3) 管理機関もしくは指定校は，指定校における本事業の運営に関し，専門的見地から指導，助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は，学校教育に専門的知識を有する者，学識経験者，関係行政機関の職員等，第三者によって組織するものとする。

4 スーパーサイエンスハイスクールの指定

- (1) スーパーサイエンスハイスクールの指定を希望する国立，公立又は私立の高等学校等の管理機関は，都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接），文部科学省にスーパーサイエンスハイスクール指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校のスーパーサイエンスハイスクールの指定に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は，指定申請書を審査し，適切と認めるときは当該学校をスーパーサイエンスハイスクールに指定する。
- (3) 文部科学省が所管する国立研究開発法人科学技術振興機構は，指定校に対し，研究開発を行う上で必要かつ適切と認められる経費等について支援を行う。

5 研究開発の実施

スーパーサイエンスハイスクールにおいては、理数系教育を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。

6 スーパーサイエンスハイスクールの運営

- (1) 文部科学省は、本事業での理数系教育に関する研究開発の推進に係る企画、指定校に係る審査及び研究開発の評価等を行うため、スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議を開催する。
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構は、スーパーサイエンスハイスクールの運営等にかかる個別具体的な事項等を検討するため、委員会（以下「JST委員会」という。）を設置することができる。
- (3) 文部科学省は、スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発の実施状況について、管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

7 指定期間

スーパーサイエンスハイスクールの指定期間は、原則として5年とする。

8 実績の報告

管理機関は、スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発の成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。

9 経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構は、管理機関との共同研究契約に基づき、予算の範囲内で、研究開発を行う上で必要かつ適切と認められる経費等について支援を行う。
- (3) 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構は、必要に応じ、経理処理状況について実態調査を行うことができる。

10 スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議

- (1) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (2) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、管理機関及び指定校から、スーパーサイエンスハイスクールの研究開発の実施状況について、聴取することができる。
- (3) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、JST委員会から、スーパーサイエンスハイスクールの運営等について、聴取することができる。
- (4) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、スーパーサイエンスハイスクールに対して、定期的に研究開発の評価を行う。

11 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

12 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。